

令和5年1月5日

株式会社ネットマーケティング  
代表取締役 鞆江 佑介 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会の  
理事長 増田 慎一 様

## ご連絡

(令和4年11月17日付け回答書について)

貴社よりの令和4年11月17日付け回答書（以下「本件回答書」といいます。）に対し、以下のとおりご連絡申し上げます。

### 1 本件規約の改訂について

本件規約を改訂いただきありがとうございました。改訂後第9条の内容について異論ありません。

### 2 最終確認画面について

- (1) 前提として、「最終確認画面」と呼ばれる特定商取引法12条の6第1項の「特定申込みに係る・・・手続が表示される映像面」は、最終的な注文内容ないし契約の申込み内容の確認画面のことを指し、消費者が画面内の申込みボタン等をクリックすることにより契約の申込みが完了することとなる画面がこれに該当すると考えられています。
- (2) この点、本件アプリの有料サービスに係る最終確認画面としてご提供いただいた本件回答書の添付資料6、7を確認しましたが、同資料には「申込みを確定する」といった申込みを完了させるボタンの表示が見当たらず、最終確認画面ではないように思われます。他方で、本件アプリのヘルプ内の「有料プランの購入方法」によれば、希望のプランを選択した後に、支払方法を提供している各社のページに遷移して決済を実施することになるとの説明があり、当該ページの内容次第では、資料6、7が最終確認画面に該当する可能性もあるようにも思われます<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」2頁の脚注2には「契約の申込み内容の確認画面の後に、クレジットカード情報等の決済に必要な情報の入力等の手続のみ別の画面に遷移して行い、決済事業者による

(3) 貴社におかれましては、上記を踏まえて、最終確認画面が別に存在する場合には、その画面をキャプチャーしたものをあらためてご提供下さいますようお願い申し上げます。

他方、貴社において、資料6、7が最終確認画面であるとお考えになる場合には、上記「支払方法を提供している各社のページ」を追加資料としてご提供いただきつつ、その理由をご説明下さいますようお願い申し上げます。

なお、資料6、7には自動更新となることや、更新停止の方法についても記載がされていますが、改訂後の利用規約第9条をそのまま掲載していただくほうがよりわかりやすいと思われますので、(資料6、7が最終確認画面である場合には)この点についてもご検討下さい。

### 3 広告表示（広告画面）について

広告表示等の資料もご提供下さりありがとうございました。もっとも、本件回答書に添付していただいた資料4、5は、当方が想定していたものとは異なっていました。

すなわち、当方が提供をお願いしました「本件アプリ特に有料サービスに係る広告表示」とは、貴社が本件アプリについて出している、いわゆる「インターネット広告」を指しております。このうち特に有料サービスについて、貴社がどのような広告を出されているのかを確認させていただきたいと考えております。

つきましては、本件アプリの広告表示（広告画面）をご提供下さいますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡下さい。

以上

(本件連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5

グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人全国消費生活相談員協会

消費者団体訴訟室

TEL：03-5614-0543

FAX：03-5614-0743

---

承認が完了した段階で契約の申込みが完了するような仕様の場合には、当該遷移をする前の、契約の申込み内容の確認画面が最終確認画面に当たる。」とあります。

[https://www.no-trouble.caa.go.jp/pdf/20220601la02\\_07.pdf](https://www.no-trouble.caa.go.jp/pdf/20220601la02_07.pdf)